



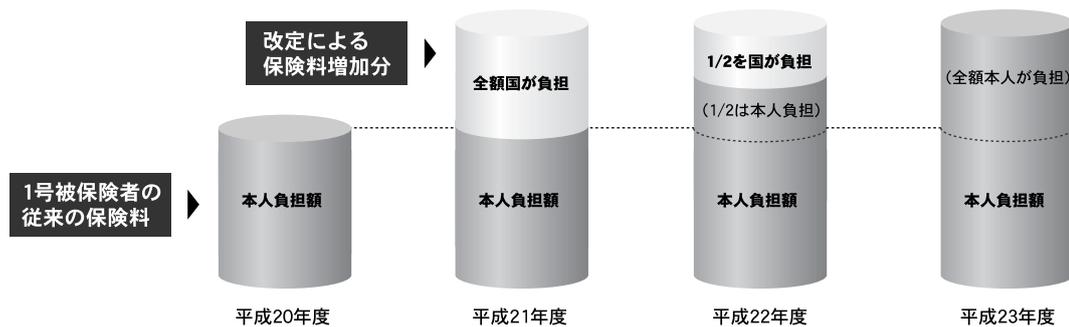
高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画

介護保険事業を円滑に運営するために、羽幌町介護保険事業計画審議会からの答申により「介護保険事業計画」を定めておりますが、この計画は3年を1期として、保険料率等を見直すものとされていることから、この度、平成21年度から平成23年度までの事業計画を策定し、平成21年度から3力年の保険料率等を改定しました。また、介護保険事業計画と一体的な「高齢者保健福祉計画」についても併せて見直しました。

【介護保険料改定のポイント】

- 1 第1号被保険者の負担比率 19% → 20%
- 2 特老における重度の要介護者入所比率増加とする給付費の上昇
- 3 要介護者移行予防目的とする、要支援者対象事業拡大
- 4 介護従事者処遇改善目的とする、介護保険料3%加算
- 5 国の方針に基づく保険料納入区分弾力化とする、第4段階の2分割化
- 6 介護従事者処遇改善3%加算に対する、国の定額交付金充当

【保険料増加に伴う国の交付金充当イメージ】



【介護保険料の比較】

平成20年度まで			対象者	平成21年度～23年度の賦課基準と年額				
区分	賦課基準	年額		区分	賦課基準	21年度	22年度	23年度
基準額	-	43,620	-	基準額	-	43,800	44,400	45,000
第1段階	基準額 × 0.50	21,800	・生活保護 ・老齢福祉年金受給者	第1段階	基準額 × 0.50	21,900	22,200	22,500
第2段階	基準額 × 0.50	21,800	・市町村民税非課税世帯 (年金等収入額80万円未満)	第2段階	基準額 × 0.50	21,900	22,200	22,500
第3段階	基準額 × 0.75	32,700	・市町村民税非課税世帯 (第2段階以外の者)	第3段階	基準額 × 0.75	32,900	33,300	33,700
第4段階	基準額 × 1.00	43,600	・市町村民税本人非課税 ・公的年金等収入 + 合計 所得金額80万円以下	(新段階) 特例 第4段階	基準額 × 0.83	36,400	36,900	37,300
			・市町村民税本人非課税	第4段階	基準額 × 1.00	43,800	44,400	45,000
第5段階	基準額 × 1.25	54,500	・合計所得200万円未満	第5段階	基準額 × 1.25	54,800	55,500	56,200
第6段階	基準額 × 1.50	65,400	・合計所得200万円以上	第6段階	基準額 × 1.50	65,800	66,700	67,500

基準額は条例に基づき端数処理しています。